③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

6　競争参加者の資格審査

（建設工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）
③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）
①　令和４年10月１日の前日までの４年間における国土交通省地方整備局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度等を勘案したもの）
②　令和４年10月１日の前日までの４年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から令和７年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。
①　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けてない場合。
②　申請者が１⑬に掲げる維持修繕工事につき申請をする場合において、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請をする場合。
③　申請者が経常建設共同企業体である場合。
④　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。
⑤　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき。
⑥　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。
⑦　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑧　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑹　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送又は電子メール）に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。